

平成 30 年 3 月 7 日

【照会先】

政策統括官付参事官付行政報告統計室

室長 佐藤 恵治

衛生統計第二係

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 7512)

(直通番号) 03 (3595) 2919

## 平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告の概況

### 目 次

I	地域保健・健康増進事業報告の概要	1 頁
II	結果の概要	2
	地域保健編	
1	母子保健	2
2	健康増進	4
3	歯科保健	5
4	精神保健福祉	5
5	衛生教育	6
6	エイズ	6
7	予防接種	7
8	職員の配置状況	8
	健康増進編	
1	健康手帳の交付	10
2	健康診査	10
3	歯周疾患検診・骨粗鬆症検診	11
4	健康教育	12
5	健康相談	12
6	機能訓練	13
7	訪問指導	13
8	がん検診	14
9	肝炎ウイルス検診	16
III	統計表	17
IV	用語の解説	23

平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html>)

# I 地域保健・健康増進事業報告の概要

## 1 報告の目的

地域保健・健康増進事業報告は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 報告の対象

全国の保健所及び市区町村

## 3 報告の種類

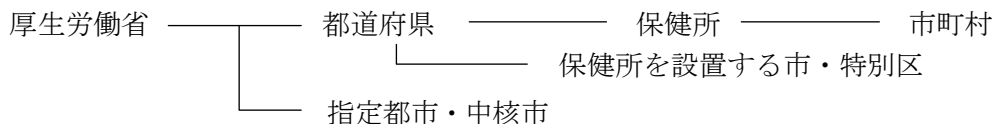
年度報

## 4 主な報告事項

- (1) 地域保健事業（地域保健法、母子保健法、予防接種法 等）  
母子保健、健康増進、歯科保健、精神保健福祉、衛生教育、職員の配置状況 等
- (2) 健康増進事業（健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2）  
健康手帳の交付、健康診査、機能訓練、訪問指導、がん検診 等

## 5 報告の方法及び系統

- (1) 都道府県知事、指定都市及び中核市の長は、所定の報告事項について定められた期限までに、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）に報告する。
- (2) 報告の系統は次のとおりである。



## 6 利用上の注意

- (1) 地域保健・健康増進事業報告の事業の実施主体は、地域保健事業は「保健所」「市区町村」であり、健康増進事業は「市区町村」である。
- (2) 本概況において、「政令市」とは保健所を設置する市、「特別区」とは東京都区部である。
- (3) 本概況の人口 10 万対の値の算出に用いた人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成 29 年 1 月 1 日現在）」による。
- (4) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・

- (5) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (6) がん検診については、以下の制度変更等により、対象者数及び受診者数に変動があるため、平成 26 年度以前、平成 27 年度、平成 28 年度の受診者数及び受診率の比較にあたっては留意が必要である。（14 頁表 8、表 9、15 頁図 3、「IV 用語の解説」26、27 頁）
  - ・平成 27 年度はがん検診の対象者数について報告内容の精査を行い、さらに平成 28 年度は「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」（健が発 1130 第 1 号平成 28 年 11 月 30 日厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）に基づき、対象者数は各がん検診の対象年齢の「全住民」を報告するよう徹底した。そのため、対象者数の報告数が平成 26 年度までとは異なっている部分がある。
  - ・平成 28 年 2 月に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（健発第 0331058 号平成 20 年 3 月 31 日健康局長通知別添）の改正が行われ、胃がん検診及び乳がん検診について、検診方法、受診対象、受診間隔等に変更があったため、受診者数が平成 27 年度までとは異なっている部分がある。

## Ⅱ 結果の概要

### 地域保健編

#### 1 母子保健

##### (1) 妊娠届出の状況

平成28年度に市区町村に妊娠の届出をした者は1,008,985人で、妊娠週(月)数別にみると、「満11週以内(第3月以内)」に届出をした者が934,094人(構成割合92.6%)と最も多くなっている(表1)。

表1 妊娠週(月)数別妊娠届出者数の年次推移

(単位:人)

		平成24年度 (2012)	構成割合 (%)	25年度 ( '13)	構成割合 (%)	26年度 ( '14)	構成割合 (%)	27年度 ( '15)	構成割合 (%)	28年度 ( '16)	構成割合 (%)
総 数		1 080 193	100.0	1 073 964	100.0	1 076 109	100.0	1 053 444	100.0	1 008 985	100.0
妊 娠 週 ( 月 ) 数	満11週以内 (第3月以内)	981 309	90.8	981 934	91.4	989 201	91.9	971 189	92.2	934 094	92.6
	満12～19週 (第4～5月)	78 388	7.3	70 853	6.6	67 022	6.2	62 790	6.0	57 535	5.7
	満20～27週 (第6～7月)	9 405	0.9	8 794	0.8	8 263	0.8	8 124	0.8	7 449	0.7
	満28週～分娩まで (第8月～分娩まで)	4 913	0.5	4 420	0.4	4 413	0.4	4 169	0.4	3 958	0.4
	分娩後	2 180	0.2	2 189	0.2	2 477	0.2	2 614	0.2	2 840	0.3
	不 詳	3 998	0.4	5 774	0.5	4 733	0.4	4 558	0.4	3 109	0.3

##### (2) 妊産婦の健康診査の実施状況

平成28年度に市区町村が実施した妊産婦の一般健康診査の受診実人員は、「妊婦」1,232,652人、「産婦」90,764人となっている(表2)。

表2 妊産婦の健康診査の年次推移

(単位:人)

		平成24年度 (2012)	25年度 ( '13)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)
妊 婦	一般健康診査受診実人員	1 226 271	1 231 211	1 279 468	1 297 668	1 232 652
	精密健康診査受診実人員	9 508	10 598	11 765	11 994	11 741
産 婦	一般健康診査受診実人員	65 551	66 986	62 220	84 084	90 764
	精密健康診査受診実人員	14	3	12	18	31

### (3) 乳幼児の健康診査の実施状況

市区町村が実施した乳児の一般健康診査の受診実人員は、「3～5か月児」が 991,573 人と最も多く、受診率は 95.6 %となっている（表 3）。

市区町村が実施した平成 28 年度の幼児の一般健康診査の受診実人員は、「1歳6か月児」1,008,405 人、「3歳児」1,000,319 人となっている。受診率は、「1歳6か月児」96.4%、「3歳児」95.1 %となっている。（表 4）

表 3 乳児の健康診査の実施状況

平成 28(2016)年度

(単位:人)

		1～2か月児	3～5か月児	6～8か月児	9～12か月児
乳 児	一般健康診査受診実人員	252 807	991 573	365 853	730 780
	受 診 率 (%) <sup>1)</sup>	85.7	95.6	83.2	83.7

注：1) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

表 4 幼児の健康診査の年次推移

(単位:人)

			平成24年度 (2012)	25年度 ( '13)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)
幼 児	1歳 6か月児	一般健康診査受診実人員	1 023 370	1 001 397	1 004 202	1 008 449	1 008 405
		受 診 率 (%) <sup>2)</sup>	94.8	94.9	95.5	95.7	96.4
		精密健康診査受診実人員	13 811	13 537	14 395	15 058	14 916
	3歳児	一般健康診査受診実人員	1 012 567	1 009 368	1 009 176	1 017 584	1 000 319
		受 診 率 (%) <sup>2)</sup>	92.8	92.9	94.1	94.3	95.1
		精密健康診査受診実人員	54 213	54 069	53 988	57 191	59 734
	4～6歳児 <sup>1)</sup>	一般健康診査受診実人員	42 050	43 510	46 423	50 483	42 420
		受 診 率 (%) <sup>2)</sup>	77.6	77.9	79.7	81.3	80.2
		精密健康診査受診実人員	2 191	2 414	2 748	3 034	2 179
	その他 <sup>1)</sup>	一般健康診査受診実人員	79 612	79 401	61 475	60 701	54 268
精密健康診査受診実人員		876	850	1 009	846	953	

注：1) 「4～6歳児」及び「その他」については法定外の健康診査である。

2) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

### (4) 妊産婦・乳幼児の保健指導・訪問指導の実施状況

平成 28 年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の保健指導の被指導実人員は、「妊婦」800,878 人、「産婦」258,276 人、「乳児」736,461 人、「幼児」873,432 人となっている（表 5）。

表 5 妊産婦・乳幼児保健指導の年次推移

(単位:人)

	被 指 導 実 人 員				
	平成24年度 (2012)	25年度 ( '13)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)
妊 婦	696 729	703 418	719 011	736 388	800 878
産 婦	249 473	248 788	253 519	259 315	258 276
乳 児	760 875	757 205	738 011	749 141	736 461
幼 児	895 128	884 771	871 288	899 795	873 432

平成 28 年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の訪問指導の被指導実人員は、「産婦」736,087 人が最も多く、次いで「乳児」598,770 人となっている（表 6）。

表 6 妊産婦・乳幼児訪問指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成24年度 (2012)	25年度 ( '13)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)
妊 婦	24 171	24 812	25 139	27 242	33 038
産 婦	678 174	715 720	706 359	738 063	736 087
新 生 児 <sup>1)</sup>	239 567	253 690	243 954	257 914	244 852
未 熟 児	59 953	56 679	54 277	53 279	51 110
乳 児 <sup>2)</sup>	539 693	565 624	562 942	586 257	598 770
幼 児	165 967	166 729	166 541	163 719	157 198

注：1) 「新生児」は未熟児を除く。

2) 「乳児」は新生児・未熟児を除く。

## 2 健康増進

平成 28 年度に保健所及び市区町村が実施した健康増進関係事業の被指導延人員は 7,648,511 人で、そのうち「栄養指導」が 5,047,029 人と最も多く、次いで「運動指導」が 1,616,759 人となっている（表 7）。

指導対象区分別にみると、「栄養指導」では「乳幼児」が 3,022,946 人と最も多く、「運動指導」では「20 歳以上」が 1,544,107 人と最も多くなっている（表 8）。

表 7 健康増進関係事業の指導内容の年次推移

(単位:人)

	被指導延人員				
	平成24年度 (2012)	25年度 ( '13)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)
総 数	7 676 206	7 540 424	7 712 516	7 753 554	7 648 511
栄養指導	5 116 622	5 064 254	5 109 901	5 198 522	5 047 029
運動指導	1 564 374	1 500 751	1 607 467	1 553 442	1 616 759
休養指導	96 969	103 234	111 969	111 976	116 738
禁煙指導	352 743	348 558	350 955	360 784	350 786
その他	545 498	523 627	532 224	528 830	517 199

表 8 健康増進関係事業の指導対象区分別の指導内容

(単位:人)

平成 28(2016)年度

	被指導延人員				
	総 数	妊産婦	乳幼児	20歳未満 <sup>1)</sup>	20歳以上 <sup>2)</sup>
総 数	7 648 511	584 576	3 105 429	406 646	3 551 860
栄養指導	5 047 029	295 068	3 022 946	256 816	1 472 199
運動指導	1 616 759	39 084	•	33 568	1 544 107
休養指導	116 738	54 964	•	11 005	50 769
禁煙指導	350 786	131 452	•	82 969	136 365
その他	517 199	64 008	82 483	22 288	348 420

注：1) 「20 歳未満」は妊産婦・乳幼児を除く。

2) 「20 歳以上」は妊産婦を除く。

### 3 歯科保健

平成 28 年度に保健所及び市区町村が実施した歯科健診・保健指導等の被指導等延人員は、「歯科健診・保健指導」4,869,985 人、「予防処置」2,076,583 人、「治療」14,159 人となっている（表 9）。

表 9 歯科健診・保健指導等の年次推移

(単位:人)

	被指導等延人員				
	平成24年度 (2012)	25年度 ( '13)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)
歯科健診・保健指導	4 761 641	4 709 156	4 856 845	4 881 818	4 869 985
予 防 処 置	2 019 142	2 324 918	2 485 340	2 599 841	2 076 583
治 療	14 497	16 623	16 779	14 219	14 159

注：訪問によるものを除く。

### 4 精神保健福祉

平成 28 年度の保健所及び市区町村における精神保健福祉の相談等延人員は、「相談」895,272 人、「デイ・ケア」94,180 人、「訪問指導」355,544 人、「電話相談」1,499,772 人、「メール相談」18,427 人となっている（表 10）。

「相談」を内容別にみると、「その他」を除き、「社会復帰」が 247,402 人と最も多くなっている（表 11）。

表 10 精神保健福祉の相談等の年次推移

(単位:人)

	相談等延人員				
	平成24年度 (2012)	25年度 ( '13)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)
相 談 <sup>1)</sup>	858 101	863 198	924 406	874 035	895 272
デ イ ・ ケ ア	142 028	125 873	115 278	102 094	94 180
訪 問 指 導	362 171	361 616	357 757	356 144	355 544
電 話 相 談	1 333 984	1 377 264	1 437 652	1 487 976	1 499 772
メ ー ル 相 談	15 024	17 654	14 772	16 210	18 427

注：1)「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

表 11 精神保健福祉の相談内容の年次推移

(単位:人)

		延人員				
		平成24年度 (2012)	25年度 ( '13)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)
相	相談 <sup>1)</sup>	858 101	863 198	924 406	874 035	895 272
内	老人精神保健	38 139	41 162	41 169	40 096	43 342
	社会復帰	274 336	257 898	254 714	240 219	247 402
	アルコール	32 913	32 008	33 841	32 321	35 094
	薬物	5 942	6 534	7 357	5 728	6 534
	ギャンブル	...	1 420	2 095	2 497	2 443
	思春期	17 703	17 804	21 552	19 013	22 220
	心の健康づくり	123 368	134 185	159 440	130 951	129 635
	摂食障害	...	...	3 860	2 964	3 077
	てんかん	...	...	...	3 546	4 029
(再掲)	その他	365 700	372 187	400 378	396 700	401 496
	ひきこもり	27 649	29 378	33 472	35 321	35 279
	自殺関連	13 765	15 129	17 842	18 069	19 406
	遺族	1 147	1 284	1 420	1 461	1 480
	犯罪被害	1 216	674	762	631	567
	災害	...	1 086	1 844	2 534	1 809

注：1)「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

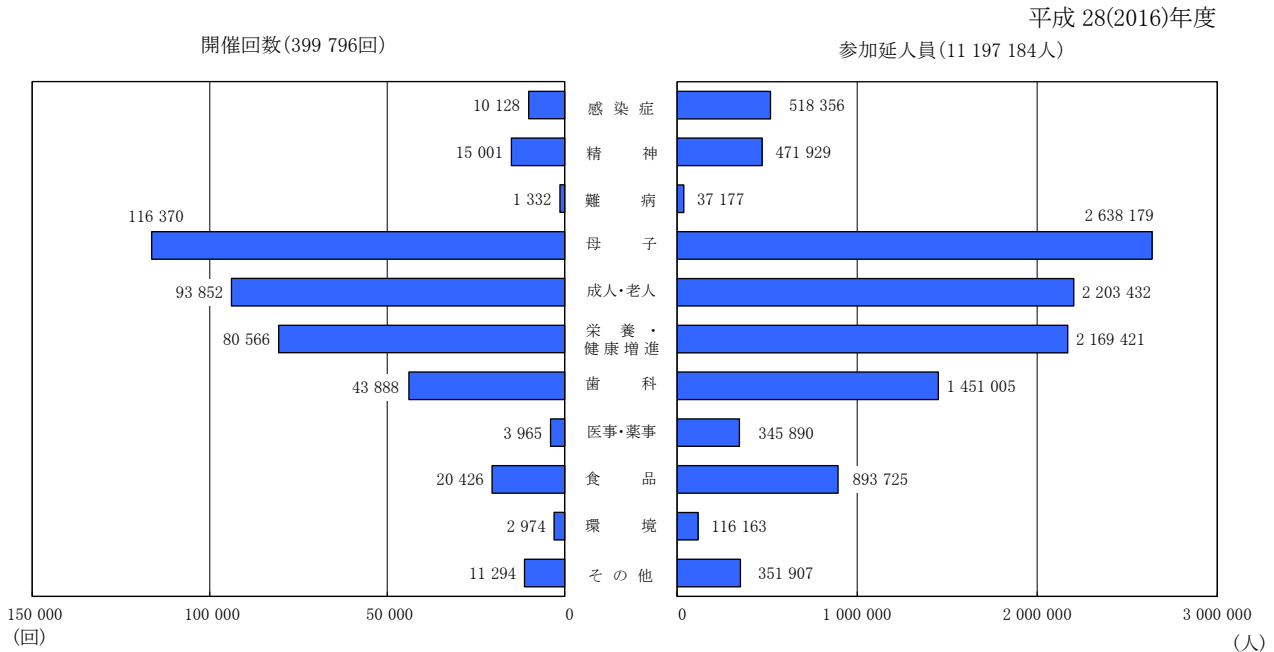
2)「ひきこもり」～「災害」は「老人精神保健」～「その他」の再掲である。

## 5 衛生教育

保健所及び市区町村が実施した衛生教育の開催回数は 399,796 回、参加延人員は 11,197,184 人となっている。

内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「母子」「成人・老人」「栄養・健康増進」が多くなっている。(図1)

図1 衛生教育の実施状況



## 6 エイズ

平成 28 年度の保健所が受けたエイズに関する相談件数は、「電話相談」37,410 件、「来所相談」62,305 件となっている。

保健所が実施したH I V抗体スクリーニング検査のための採血件数は 92,223 件、スクリーニング検査後の確認検査においてH I V抗体反応が陽性であったものは 275 件となっている。(表 12)

表 12 エイズに関する相談・検査及び衛生教育の年次推移

(単位:件)

		平成24年度 (2012)	25年度 ( '13)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)
相談件数	電話相談	47,645	47,429	44,003	41,888	37,410
	来所相談	77,133	77,896	73,377	64,014	62,305
HIV抗体検査のための採血件数	スクリーニング検査	101,421	112,755	111,774	99,696	92,223
	確認検査 <sup>1)</sup>	633	895	553	538	513
	陽性件数	269	291	298	302	275
	陽性であった割合(%) <sup>2)</sup>	0.27	0.26	0.27	0.30	0.30
衛生教育開催回数(回)		1,910	2,078	1,923	1,757	1,711

注: 1) 「確認検査」とは、スクリーニング検査でH I V抗体反応が陽性・疑陽性であった者に対して行う検査である。

2) 陽性であった割合 = (確認検査の陽性件数 / スクリーニング検査件数) × 100

## 7 予防接種

平成 28 年度に市区町村が実施した定期の予防接種の接種者数は、「インフルエンザ」が 17,386,306 人となっている（表 13）。

表 13 定期の予防接種の接種者数の年次推移

（単位：人）

			平成24年度 (2012)	25年度 ( '13)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)		
沈降精製百日せき ジフテリア破傷風 混合ワクチン (DPT)	第1期	初回接種	第1回	724 697	37 632	4 274	517	33	
			第2回	818 257	61 426	7 466	704	45	
			第3回	909 253	98 296	13 440	1 256	94	
			追加接種	1 160 287	949 855	223 219	8 795	480	
沈降ジフテリア破傷風 混合トキソイド(DT)	第1期	初回接種	第1回	273	47	25	31	22	
			第2回	299	64	40	28	30	
					追加接種	402	81	180	140
		第2期	889 382	801 335	835 189	794 328	819 481		
不活化ポリオワクチン (IPV)	初回接種	第1回	329 042	120 736	23 830	6 546	3 398		
		第2回	436 172	253 806	58 598	19 826	10 068		
		第3回	…	346 019	77 086	29 627	16 427		
				追加接種	…	719 147	474 501	103 418	52 618
沈降精製百日せき ジフテリア破傷風 不活化ポリオ混合ワクチン <sup>2)</sup> (DPT-IPV)	第1期	初回接種	第1回	…	1 039 952	1 016 862	1 011 542	990 279	
			第2回	…	1 028 810	1 016 018	1 014 067	995 642	
			第3回	…	1 001 889	1 016 195	1 019 899	1 000 372	
				追加接種	…	122 582	887 490	989 131	1 030 515
日本脳炎ワクチン	第1期	初回接種	第1回	1 513 962	1 218 153	1 176 000	1 058 934	1 281 160	
			第2回	1 465 116	1 197 305	1 136 779	1 041 164	1 231 550	
				追加接種	1 630 477	1 368 587	1 204 320	1 026 416	1 023 443
				第2期	511 727	508 364	593 463	642 397	901 490
ヒブワクチン			第1回	・	1 185 464	1 044 911	1 017 920	987 725	
			第2回	・	1 068 326	1 007 976	1 008 902	982 730	
			第3回	・	1 096 108	1 048 523	1 021 053	997 243	
			第4回	・	1 117 300	1 005 727	973 293	986 327	
小児用肺炎球菌ワクチン			第1回	・	1 204 325	1 052 880	1 020 898	989 680	
			第2回	・	1 090 029	1 018 263	1 012 724	986 225	
			第3回	・	1 077 653	1 045 979	1 023 026	999 937	
			第4回	・	944 341	973 348	979 333	995 444	
子宮頸がん予防ワクチン			第1回	・	98 656	3 895	2 711	1 834	
			第2回	・	66 568	4 172	2 669	1 805	
			第3回	・	87 233	6 238	2 805	1 782	
水痘ワクチン <sup>3)</sup>			第1回	・	1 553 027	1 040 930	1 010 521		
			第2回	・	481 990	1 060 742	881 478		
B型肝炎ワクチン <sup>4)</sup>			第1回	・	・	・	727 485		
			第2回	・	・	・	638 610		
			第3回	・	・	・	201 749		
麻しん・風しんワクチン <sup>5)</sup>			第1期	1 039 664	998 388	1 007 529	981 521	994 259	
			第2期	1 023 299	1 022 334	1 017 508	997 545	1 001 129	
BCGワクチン <sup>6)</sup> <sup>8)</sup>			総 数	969 941	877 419	996 844	1 003 475	988 723	
			5月未満	・	134 151	92 053	78 276	60 817	
			5月以上1歳未満	・	687 903	873 640	903 422	907 867	
インフルエンザワクチン <sup>8)</sup>			総 数	15 617 236	16 205 813	16 730 347	17 239 503	17 386 306	
			60歳以上65歳未満	46 714	48 281	34 243	31 341	29 354	
			65歳以上	15 463 361	15 754 405	16 696 104	17 096 694	17 223 025	
成人用肺炎球菌 ワクチン <sup>7)</sup> <sup>8)</sup>			総 数	・	・	2 871 593	2 446 852	2 784 050	
			60歳以上65歳未満	・	・	11 260	3 634	2 860	
			65歳相当	・	・	903 804	749 073	736 802	
			70歳相当	・	・	624 406	441 240	670 773	
			75歳相当	・	・	492 306	492 203	574 497	
			80歳相当	・	・	357 483	330 513	343 779	
			85歳相当	・	・	216 844	192 150	201 398	
			90歳相当	・	・	105 300	94 627	98 610	
			95歳相当	・	・	31 949	29 487	31 049	
			100歳相当	・	・	6 157	5 178	5 700	
		101歳以上	・	・	8 298	・	・		

注：1) 「不活化ポリオワクチン（IPV）」は、平成 24 年 9 月 1 日より定期接種に使用するワクチンが生ワクチン（OPV）から不活化ワクチン（IPV）に変わり、接種回数が増えられた。

2) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第 1 期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する。当ワクチンは、平成 24 年 11 月 1 日より定期接種での使用が開始された。

3) 水痘ワクチンは生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者を対象として平成 26 年 10 月 1 日より定期接種が開始された。平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに限り、特例措置として生後 36 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある者も定期接種の対象となった。水痘ワクチンの特例措置の対象者の接種回数は 1 回である。

4) B型肝炎ワクチンは、平成 28 年 10 月 1 日より定期接種が開始された。

5) 「麻しん・風しんワクチン」は、「麻しん風しん混合ワクチン」、「麻しんワクチン」、「風しんワクチン」を合わせたものである。

6) 「BCG ワクチン」は、平成 24 年度までは生後 6 月に至るまでの間に行われ、特別の事情等によりやむを得ない場合は 1 歳に至るまでの間に行われていたが、平成 25 年度より定期接種の対象者が「原則 6 月未満」から「生後 1 歳に至るまでの間にある者」に拡大した。

7) 「成人用肺炎球菌ワクチン」は平成 26 年 10 月 1 日より定期接種が開始された。60 歳以上 65 歳未満の対象者は、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある者である。「101 歳以上」の者への定期接種は、平成 26 年度限りの特例措置である。

8) 年齢階級別の計数が不詳の市区町村があるため、総数と年齢階級別の計が一致しない場合がある。



## 8 職員の配置状況

### (1) 常勤職員の配置状況

平成28年度末現在の保健所及び市区町村の地域保健事業に関わる常勤職員の配置状況をみると、「保健師」25,624人が最も多く、次いで「管理栄養士」3,306人、「薬剤師」3,071人、「獣医師」2,521人となっている。

それぞれの分野の相談員、監視員等（＜再掲＞）をみると、「医療監視員」8,860人が最も多く、次いで「食品衛生監視員」5,673人、「環境衛生監視員」4,870人となっている。（表14）

表14 職種別にみた常勤職員数の年次推移

(単位:人)

各年度末現在

	平成26年度 (2014)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)	各年度末現在		
				都道府県が 設置する 保健所	政令市・ <sup>1)</sup> 特別区	政令市・ 特別区 以外の 市町村
合 計	54 168	54 504	54 874	13 750	19 942	21 182
医 師	925	894	883	414	400	69
歯科医師	149	154	131	42	56	33
獣医師	2 473	2 508	2 521	1 343	1 178	—
薬剤師	3 021	3 016	3 071	1 710	1 356	5
理学療法士	169	161	149	23	50	76
作業療法士	119	105	98	25	36	37
歯科衛生士	695	722	706	97	319	290
診療放射線技師	539	514	501	268	216	17
診療エックス線技師	18	19	11	8	2	1
臨床検査技師	761	748	710	490	214	6
衛生検査技師	66	70	56	18	38	—
管理栄養士	3 107	3 183	3 306	656	741	1 909
栄養士	782	542	480	30	91	359
保健師	25 043	25 377	25 624	3 661	6 928	15 035
助産師	126	133	143	13	42	88
看護師	789	848	743	47	180	516
准看護師	136	122	116	2	9	105
その他	15 250	15 388	15 625	4 903	8 086	2 636
＜ 再 掲 ＞ <sup>2)</sup>						
精神保健福祉士	1 013	1 006	968	408	356	204
精神保健福祉相談員	1 253	1 322	1 308	791	500	17
栄養指導員	1 130	1 122	1 108	626	482	—
食品衛生監視員	5 518	5 567	5 673	2 938	2 734	1
環境衛生監視員	4 760	4 850	4 870	2 803	2 067	—
医療監視員	8 577	8 741	8 860	6 248	2 612	—

注：1) 「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

2) 「精神保健福祉士」～「医療監視員」は、「医師」～「その他」の再掲である。

(2) 常勤保健師の配置状況

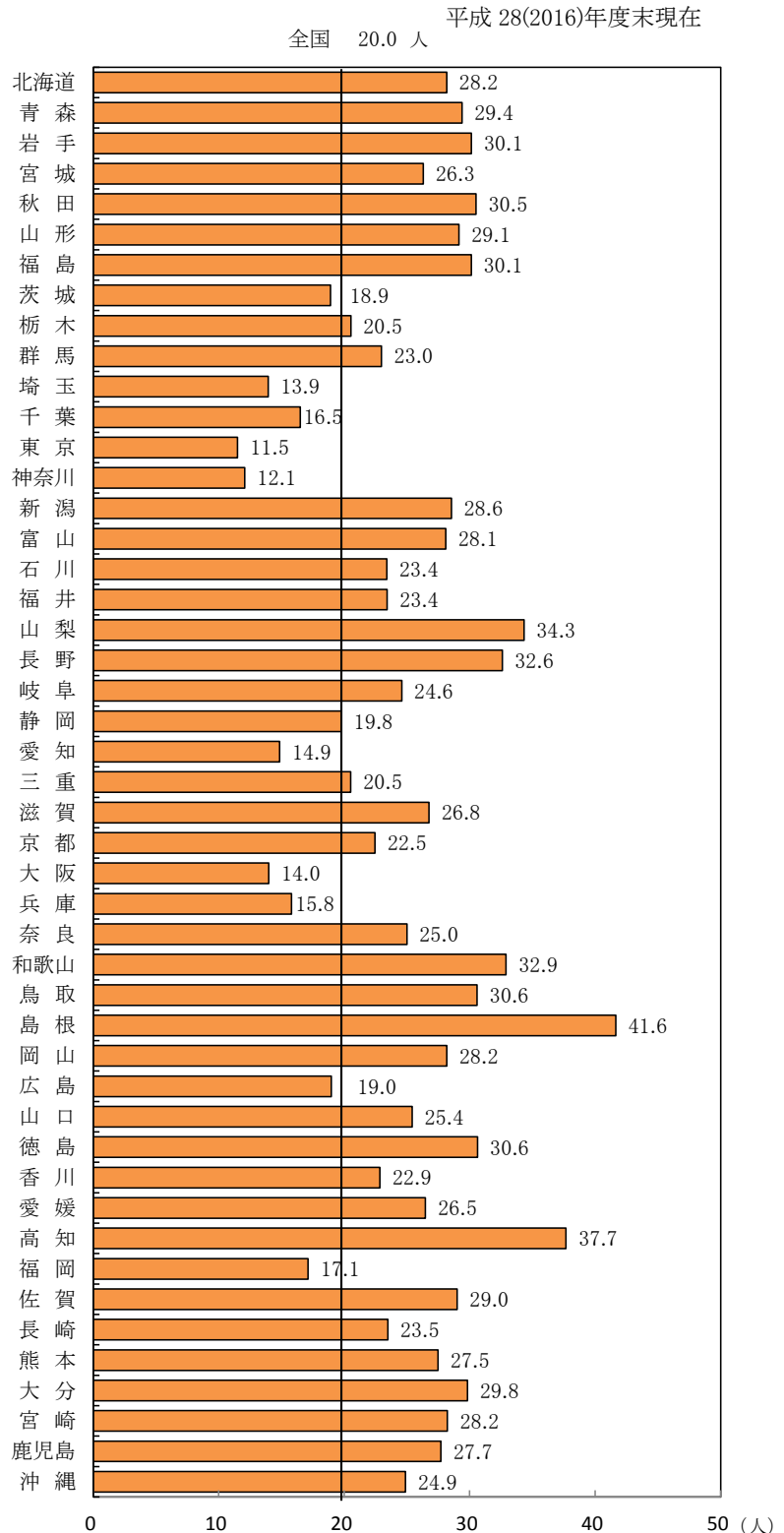
平成28年度末現在の保健所及び市区町村における常勤保健師の配置状況を人口10万人あたりで見ると、全国では20.0人で、都道府県別にみると、島根県が41.6人と最も多く、次いで高知県37.7人、山梨県34.3人となっている(表15、図2)。

表15 都道府県別にみた常勤保健師数

図2 都道府県別にみた常勤保健師数  
(人口10万対)

(単位:人) 平成28(2016)年度末現在

	常勤保健師数	常勤保健師数 <sup>1)</sup> (人口10万対)		
		総数	政令市・特別区 <sup>2)</sup>	政令市・特別区以外
全 国	25 624	20.0	12.1	26.4
北 海 道	1 513	28.2	11.2	45.1
青 森	389	29.4	13.4	39.9
岩 手	385	30.1	11.6	35.7
宮 城	610	26.3	13.1	37.4
秋 田	314	30.5	11.4	38.9
山 形	326	29.1	・	29.1
福 島	584	30.1	13.6	38.6
茨 城	560	18.9	・	18.9
栃 木	409	20.5	9.2	24.6
群 馬	459	23.0	18.2	25.6
埼 玉	1 024	13.9	11.8	14.7
千 葉	1 037	16.5	11.8	18.7
東 京	1 556	11.5	10.8	13.8
神 奈 川	1 105	12.1	10.3	17.1
新 潟	657	28.6	17.0	34.7
富 山	302	28.1	25.1	30.0
石 川	270	23.4	11.9	30.9
福 井	186	23.4	・	23.4
山 梨	290	34.3	・	34.3
長 野	693	32.6	16.5	36.1
岐 阜	508	24.6	16.2	26.7
静 岡	743	19.8	15.3	22.8
愛 知	1 119	14.9	11.1	18.1
三 重	378	20.5	8.3	23.0
滋 賀	380	26.8	16.1	30.2
京 都	577	22.5	15.7	30.8
大 阪	1 240	14.0	11.5	17.5
兵 庫	886	15.8	10.7	21.8
奈 良	345	25.0	10.8	30.0
和 歌 山	324	32.9	13.4	44.8
鳥 取	176	30.6	・	30.6
島 根	290	41.6	・	41.6
岡 山	543	28.2	17.4	45.7
広 島	542	19.0	13.3	30.2
山 口	358	25.4	20.8	26.5
徳 島	234	30.6	・	30.6
香 川	228	22.9	13.7	29.7
愛 媛	372	26.5	10.1	36.0
高 知	276	37.7	11.7	59.5
福 岡	878	17.1	12.5	23.2
佐 賀	243	29.0	・	29.0
長 崎	327	23.5	11.3	35.4
熊 本	494	27.5	13.6	37.0
大 分	351	29.8	15.4	39.7
宮 崎	316	28.2	13.1	36.8
鹿 児 島	462	27.7	12.2	36.6
沖 縄	365	24.9	13.0	28.3



注: 1) 「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成29年1月1日現在)」により算出した。  
 注: 「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成29年1月1日現在)」により算出した。  
 2) 「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

# 健康増進編

## 1 健康手帳の交付

市区町村における健康手帳交付数は853,232人で、男325,342人、女487,885人となっている(表1)。

表1 健康手帳の交付状況

(単位:人) 平成28(2016)年度

	総数	40～74歳	75歳以上
総数	853 232	673 556	136 796
男	325 342	263 170	59 238
女	487 885	405 968	77 453

注: 年齢階級別及び性別の計数が不詳の市区町村があるため、総数と年齢階級別及び性別の計が一致しない。

## 2 健康診査

市区町村が実施した健康診査の受診者数は118,956人で、男56,014人、女62,942人となっている(表2)。

検査結果の状況を見ると、「糖尿病個別健康教育対象者(ア)」38,191人、「高血圧症個別健康教育対象者(イ)」34,656人などとなっている(表3)。

表2 性・年齢階級別にみた健康診査における受診者の状況

(単位:人) 平成28(2016)年度

	受診者数	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
総数	118 956	13 865	17 271	11 897	19 295	18 926	37 702
男	56 014	6 107	9 398	6 982	10 770	9 090	13 667
女	62 942	7 758	7 873	4 915	8 525	9 836	24 035

注: 1 老人保健法に基づき市区町村が実施していた基本健康診査は、平成20年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査と、健康増進法に基づき市区町村が実施する健康診査に分かれた。本報告では市区町村が実施した健康診査について計上している。

2 健康診査の受診者数は、「健康診査」、「訪問健康診査」及び「介護家族訪問健康診査」の受診者数の合計である。

表3 性別にみた健康診査における検査結果の状況

(単位:人) 平成28(2016)年度

	受診者数	検査結果								
		血圧		脂質異常		糖尿病		貧血 (疑いを含む。)	肝疾患 (疑いを含む。)	腎機能障害 (疑いを含む。)
		高血圧症 個別健康教育 対象者(ア)	高血圧症 個別健康教育 対象者(イ)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(ア)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(イ)	糖尿病 個別健康教育 対象者(ア)	糖尿病 個別健康教育 対象者(イ)			
総数	118 956	13 129	34 656	24 809	32 840	38 191	13 742	16 295	18 316	17 377
受診者数に 占める割合(%)	100.0	11.0	29.1	20.9	27.6	32.1	11.6	13.7	15.4	14.6
男	56 014	6 207	17 427	12 114	14 883	17 217	7 702	7 739	10 898	8 294
受診者数に 占める割合(%)	100.0	11.1	31.1	21.6	26.6	30.7	13.8	13.8	19.5	14.8
女	62 942	6 922	17 229	12 695	17 957	20 974	6 040	8 556	7 418	9 083
受診者数に 占める割合(%)	100.0	11.0	27.4	20.2	28.5	33.3	9.6	13.6	11.8	14.4

注: 「個別健康教育対象者(ア)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の発症予防等のため指導が必要な者をいい、「個別健康教育対象者(イ)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の重症化予防等のため個別健康教育による指導が有効であると医師が認めた者をいう。

### 3 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診

市区町村が実施した歯周疾患検診の受診者数は 299,266 人、骨粗鬆症検診の受診者数は 305,434 人となっている。

受診者数に占める各指導区分の割合をみると、「要精検者」は歯周疾患検診では 72.8 %、骨粗鬆症検診 15.6 %となっている。(表 4)

市区町村における平成 28 年度の検診実施率は、歯周疾患検診 64.5 %、骨粗鬆症検診 62.3 %となっている(表 5)。

表 4 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施状況

(単位:人)

平成 28(2016)年度

		受診者数 <sup>1)</sup>	指導区分					
			要精検者	受診者数に占める割合(%)	要指導者	受診者数に占める割合(%)	異常認めず	受診者数に占める割合(%)
歯周疾患検診	総数	299 266	217 729	72.8	49 727	16.6	30 067	10.0
	40 歳	82 351	57 071	69.3	15 963	19.4	8 820	10.7
	50 歳	62 876	45 787	72.8	10 777	17.1	5 926	9.4
	60 歳	67 933	50 381	74.2	10 868	16.0	6 329	9.3
	70 歳	86 106	64 490	74.9	12 119	14.1	8 992	10.4
骨粗鬆症検診 <sup>2)</sup>	総数	305 434	47 673	15.6	85 240	27.9	172 507	56.5
	40 歳	36 192	668	1.8	4 073	11.3	31 451	86.9
	45 歳	26 267	520	2.0	3 082	11.7	22 664	86.3
	50 歳	32 804	946	2.9	4 438	13.5	27 420	83.6
	55 歳	34 112	2 886	8.5	8 648	25.4	22 577	66.2
	60 歳	47 253	7 832	16.6	16 338	34.6	23 083	48.8
	65 歳	65 189	15 382	23.6	24 796	38.0	25 005	38.4
70 歳	63 617	19 439	30.6	23 865	37.5	20 307	31.9	

注: 1) 指導区分の計数が不詳の市区町村があるため、受診者数と指導区分の計が一致しない。

2) 「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

表 5 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施市区町村数及び検診実施率の年次推移

	歯周疾患検診					骨粗鬆症検診 <sup>2)</sup>				
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	(2012)	('13)	('14)	('15)	('16)	(2012)	('13)	('14)	('15)	('16)
実施市区町村数	981	1 018	1 049	1 064	1 121	1 063	1 068	1 084	1 076	1 082
検診実施率(%) <sup>1)</sup>	56.4	58.6	60.4	61.3	64.5	61.2	61.4	62.4	61.9	62.3
全国市区町村数	1 738	1 738	1 737	1 737	1 737	1 738	1 738	1 737	1 737	1 737

注: 1) 検診実施率 = (実施市区町村数 / 全国市区町村数) × 100

2) 「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

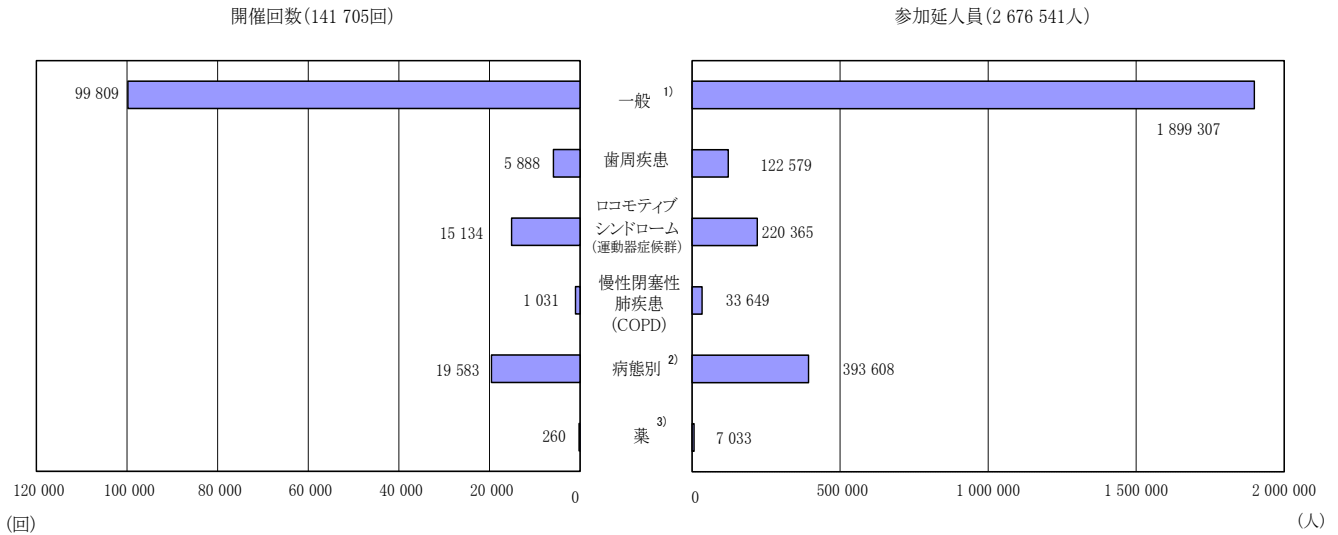
## 4 健康教育

市区町村が実施した集団健康教育の開催回数は141,705回、参加延人員は2,676,541人となっている。

内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「一般」が最も多くなっている。(図1)

図1 集団健康教育の実施状況

平成28(2016)年度



注：1)「一般」とは、生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方等健康に必要な事項の教育をいう。

2)「病態別」とは、肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成についての教育をいう。

3)「薬」とは、薬の保管、適正な服用方法等に関する留意事項、薬の作用・副作用の発現に関する知識の教育をいう。

## 5 健康相談

平成28年度に市区町村が実施した健康相談の被指導延人員は1,296,383人であり、そのうち重点健康相談は479,158人となっている。

重点健康相談を内容別にみると、「病態別」が148,366人と最も多くなっている。(表6)

表6 健康相談の年次推移

(単位:人)

		被指導延人員				
		平成24年度 (2012)	25年度 ( '13)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)
総	数	1 443 985	1 431 696	1 390 990	1 336 561	1 296 383
重点健康相談	総	532 783	506 553	504 815	506 695	479 158
	高	84 289	83 169	80 841	75 192	79 985
	脂	24 756	25 832	24 897	25 287	23 224
	糖	36 412	33 300	28 549	29 437	34 186
	歯	85 505	82 011	80 584	83 311	77 346
	骨	104 947	99 324	100 515	102 284	96 192
	女	19 999	16 803	18 394	19 728	19 859
	病	176 875	166 114	171 035	171 456	148 366
総	合	911 202	925 143	886 175	829 866	817 225

注：1)「病態別」とは、重点健康相談の「高血圧」から「女性の健康」を除く、肥満、心臓病等の病態別に、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等をいう。

## 6 機能訓練

平成 28 年度に市区町村が実施した機能訓練の実施状況は、実施施設数 231 か所、被指導延人員 33,927 人となっている（表 7）。

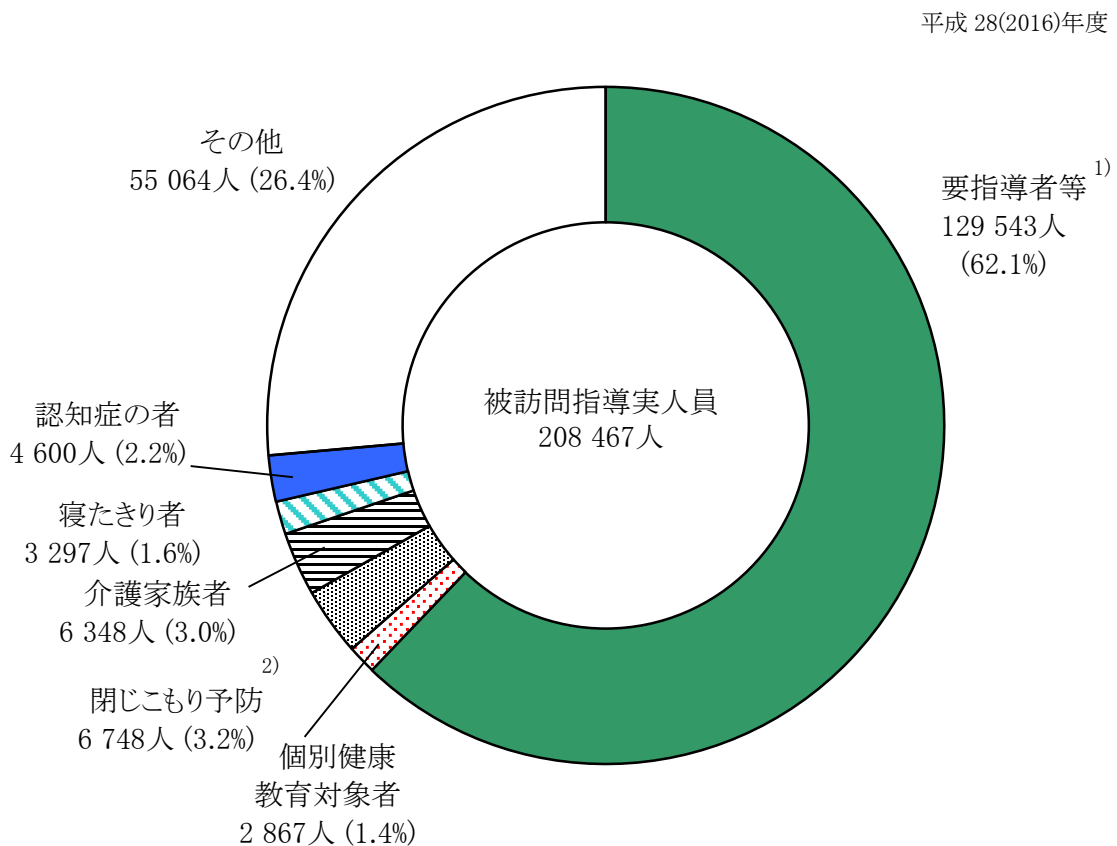
表 7 機能訓練の年次推移

	平成24年度 (2012)	25年度 ( '13)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)
実施施設数 (か所)	341	391	297	258	231
実施回数 (回)	11 473	10 747	8 544	7 713	7 224
被指導実人員 (人)	3 980	3 859	4 025	3 126	2 641
被指導延人員 (人)	54 094	48 285	44 021	37 148	33 927

## 7 訪問指導

市区町村が実施した訪問指導の被訪問指導実人員は 208,467 人となっており、訪問指導の対象者別にみると、「要指導者等」が 129,543 人（62.1 %）と最も多くなっている（図 2）。

図 2 訪問指導の対象者別にみた被訪問指導実人員



注：1) 「要指導者等」とは、生活習慣病改善のための指導が必要な者をいう。

2) 「閉じこもり予防」とは、介護予防の観点から支援が必要な者で、健康管理上訪問指導が必要と認められた者をいう。

## 8 がん検診

### (1) がん検診の受診者数及び受診率

市区町村が実施したがん検診の受診率は、「胃がん」8.6%、「肺がん」7.7%、「大腸がん」8.8%、「子宮頸がん」16.4%、「乳がん」18.2%となっている（表8）。

表8 がん検診受診者数及び受診率

(単位:人)

平成 28(2016)年度

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
受診者数 <sup>1)</sup>	1 998 387	4 071 463	4 639 186	3 805 018	2 563 703
受診率 (%) <sup>1) 2)</sup>	8.6	7.7	8.8	16.4	18.2

注:「がん対策推進基本計画」(平成 24 年 6 月 8 日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成 20 年 3 月 31 日健康局長通知別添)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を 40 歳から 69 歳(「胃がん」は 50 歳から 69 歳、「子宮頸がん」は 20 歳から 69 歳)までとした。「受診者数」及び「受診率」については、「IV 用語の解説」26、27 頁参照。

1)平成 27 年度以前の受診者数及び受診率との比較にあたっては留意が必要である(1 頁「6 利用上の注意」(6)参照)。

2)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

### (2) がん検診受診率の分布状況

市区町村のがん検診受診率の分布をみると、がん検診受診率が「0～10%未満」と低い市区町村数は、「肺がん」が 745 (全国市区町村数に占める割合 42.9%)と最も多く、次いで「大腸がん」が 683 (同 39.3%)、「胃がん」が 605 (同 34.8%)となっている。(表9、図3)

表9 市区町村におけるがん検診受診率の分布状況

平成 28(2016)年度

	全国 <sup>1)</sup> 市区町村数	がん検診受診率別市区町村数 <sup>2)</sup>					
		0～10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～40%未満	40～50%未満	50%以上
胃がん	1 737	605	728	159	47	5	3
肺がん	1 737	745	707	234	39	10	2
大腸がん	1 737	683	842	184	24	3	1
子宮頸がん	1 737	107	858	527	129	25	5
乳がん	1 737	31	633	623	274	62	24

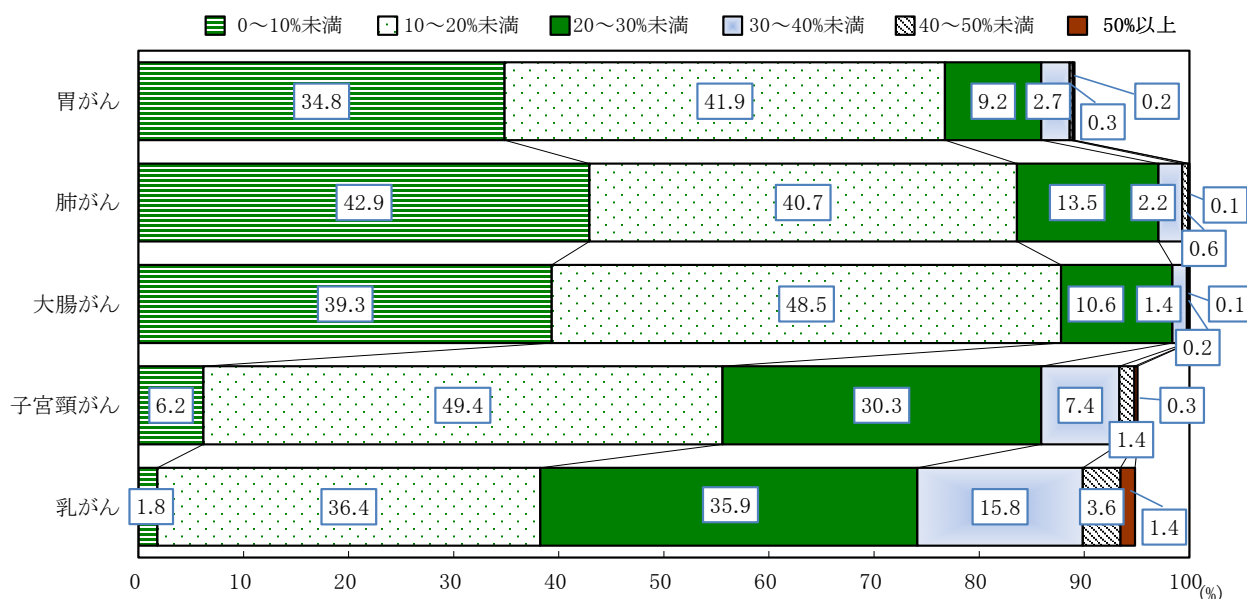
注:「がん対策推進基本計画」(平成 24 年 6 月 8 日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成 20 年 3 月 31 日健康局長通知別添)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を 40 歳から 69 歳(「胃がん」は 50 歳から 69 歳、「子宮頸がん」は 20 歳から 69 歳)までとした。「受診率」については、「IV 用語の解説」26、27 頁参照。

1)「全国市区町村数」にはがん検診受診率が不詳の市区町村を含む。

2)平成 27 年度以前の受診率との比較にあたっては留意が必要である(1 頁「6 利用上の注意」(6)参照)。

図3 市区町村におけるがん検診受診率の分布状況<sup>1)</sup>

平成 28(2016)年度



注：「がん対策推進基本計画」（平成 24 年 6 月 8 日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成 20 年 3 月 31 日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を 40 歳から 69 歳（「胃がん」は 50 歳から 69 歳、「子宮頸がん」は 20 歳から 69 歳）までとした。「受診者数」及び「受診率」については、「IV 用語の解説」26、27 頁参照。  
 なお、総数にはがん検診受診率が不詳の市区町村を含む。

1) 平成 27 年度以前の受診率との比較にあたっては留意が必要である（1 頁「6 利用上の注意」（6）参照）。

(3) 平成 27 年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況

平成 27 年度に市区町村が実施したがん検診における要精密検査者のうちがんであった者数の、がん検診受診者数に対する割合は、「胃がん」0.09%、「肺がん」0.04%、「大腸がん」0.19%、「子宮頸がん」0.04%、「乳がん」0.33%となっている（表 10）。

表 10 平成 27 年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況<sup>1)</sup>

平成 27(2015)年度

(単位:人)

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
がん検診受診者数 <sup>1)</sup>	2 370 328	4 195 477	5 246 461	3 914 800	2 119 473
要精密検査者数 <sup>1)</sup>	171 943	63 272	342 309	85 434	169 377
精密検査受診率 <sup>2)</sup> (%)	80.4	83.1	68.8	74.3	87.2
がん検診受診者数に対する割合 (%)	7.25	1.51	6.52	2.18	7.99
がんであった者数 <sup>1)</sup>	2 206	1 527	9 941	1 544	7 024
がん検診受診者数に対する割合 (%)	0.09	0.04	0.19	0.04	0.33
要精密検査者数に対する割合 (%)	1.28	2.41	2.90	1.81	4.15
精密検査未受診者数 <sup>1)</sup>	13 506	4 255	45 314	6 220	5 972
精密検査未受診率 <sup>2)</sup> (%)	7.9	6.7	13.2	7.3	3.5
精密検査未把握者数 <sup>1)</sup>	20 122	6 460	61 492	15 710	15 723
精密検査未把握率 <sup>2)</sup> (%)	11.7	10.2	18.0	18.4	9.3

注：「がん対策推進基本計画」（平成 24 年 6 月 8 日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成 20 年 3 月 31 日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を 40 歳から 69 歳（「子宮頸がん」は 20 歳から 69 歳）までとした。

1) がん検診受診者数については平成 27 年度受診者を平成 28 年度報告で改めて把握したものであり、平成 28 年度に精密検査を受診し、結果が判明した者についても含めている。

2) 「精密検査未受診者数」及び「精密検査未把握者数」の計数が不詳の市区町村を除いた値である。「精密検査受診率」、「精密検査未受診率」及び「精密検査未把握率」については、「IV 用語の解説」27 頁参照。



## 9 肝炎ウイルス検診

市区町村が実施した肝炎ウイルス検診の受診者数は、「B型肝炎ウイルス検診」763,224人、「C型肝炎ウイルス検診」761,638人となっている。

B型肝炎ウイルス検診において「陽性」と判定された者は4,978人、C型肝炎ウイルス検診において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者は2,464人となっている。

(表 11)

肝炎ウイルスに関する健康教育の開催回数は1,114回、参加延人員は45,399人、健康相談の開催回数は2,498回、参加延人員は10,038人となっている(表 12)。

表 11 肝炎ウイルス検診の実施状況

(単位:人)

平成 28(2016)年度

	B型肝炎ウイルス検診		C型肝炎ウイルス検診	
	受診者数	「陽性」と判定された者	受診者数	「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者
総 数	763 224	4 978	761 638	2 464
40歳	93 322	269	93 536	75
41～44歳	68 350	263	68 351	79
45～49歳	71 268	378	71 339	126
50～54歳	59 910	394	59 889	181
55～59歳	65 212	444	65 174	229
60～64歳	99 177	803	98 771	276
65～69歳	139 418	1 182	138 596	434
70～74歳	86 018	766	85 581	368
75～79歳	43 774	274	43 665	280
80歳以上	36 775	205	36 736	416

表 12 肝炎ウイルスに関する健康教育・健康相談の実施状況

平成 28(2016)年度

健 康 教 育		健 康 相 談	
開催回数(回)	参加延人員(人)	開催回数(回)	参加延人員(人)
1 114	45 399	2 498	10 038

### Ⅲ 統 計 表

- 統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況
- 統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数
- 統計表 3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診  
の実施状況（3-1、3-2、3-3）

統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況

(単位:人)

平成28(2016)年度

	総 数	満11週以内 (第3月以内)	満12～19週 (第4～5月)	満20～27週 (第6～7月)	満28週～分娩まで (第8月～分娩まで)	分娩後	不詳
全 国	1 008 985	934 094	57 535	7 449	3 958	2 840	3 109
北 海 道	35 351	33 102	1 662	309	214	45	19
青 森	8 170	7 467	596	61	37	7	2
岩 手	8 346	7 447	765	78	47	9	-
宮 城	17 323	15 798	1 289	128	80	21	7
秋 田	5 613	5 290	258	43	15	4	3
山 形	7 318	6 593	657	40	15	13	-
福 島	13 822	12 345	1 178	152	111	26	10
茨 城	22 128	20 680	1 030	227	111	48	32
栃 木	15 058	14 053	736	137	101	14	17
群 馬	14 218	13 020	1 009	111	61	17	-
埼 玉	56 667	52 610	2 988	384	202	178	305
千 葉	47 242	44 078	2 387	367	190	96	124
東 京	123 467	113 689	6 722	929	483	525	1 119
神 奈 川	76 232	70 738	2 923	442	224	1 079	826
新 潟	15 659	14 699	810	94	42	14	-
富 山	7 378	6 882	418	42	26	7	3
石 川	9 008	8 531	407	43	21	6	-
福 井	6 199	5 838	298	22	18	1	22
山 梨	5 958	5 459	389	53	21	26	10
長 野	15 229	14 505	515	116	73	12	8
岐 阜	14 948	13 902	861	110	62	12	1
静 岡	27 788	25 572	1 857	215	93	38	13
愛 知	67 280	62 969	3 272	468	269	293	9
三 重	13 510	12 609	696	88	31	9	77
滋 賀	12 431	11 774	530	70	44	4	9
京 都	18 607	17 417	795	183	158	13	41
大 阪	72 025	67 881	3 244	417	218	85	180
兵 庫	44 615	41 584	2 534	283	141	36	37
奈 良	9 518	9 025	346	67	37	1	42
和 歌 山	6 785	6 466	221	50	34	5	9
鳥 取	4 375	3 943	394	25	6	4	3
島 根	5 240	4 614	564	28	17	7	10
岡 山	15 841	14 959	687	112	59	15	9
広 島	23 188	21 785	1 153	127	63	27	33
山 口	9 613	9 088	416	71	19	12	7
徳 島	5 303	5 006	236	31	26	2	2
香 川	7 435	6 806	555	44	20	8	2
愛 媛	9 756	8 728	906	77	36	7	2
高 知	4 881	4 555	252	46	25	2	1
福 岡	44 725	39 463	4 584	376	198	29	75
佐 賀	6 791	5 799	912	59	19	2	-
長 崎	10 866	10 121	603	88	40	5	9
熊 本	15 137	14 049	867	146	57	13	5
大 分	8 779	8 033	626	70	42	8	-
宮 崎	9 023	8 158	736	86	29	10	4
鹿 児 島	13 517	12 241	1 097	114	53	11	1
沖 縄	16 622	14 723	1 554	220	70	34	21

統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数

平成28(2016)年度末現在

	常勤保健師数(人)			常勤保健師数(人口10万対)			人口(人) <sup>2)</sup>		
	総数	政令市・ <sup>1)</sup> 特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・ <sup>1)</sup> 特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外
全 国	25 624	6 928	18 696	20.0	12.1	26.4	127 907 086	57 070 951	70 836 135
北 海 道	1 513	299	1 214	28.2	11.2	45.1	5 370 807	2 676 614	2 694 193
青 森	389	70	319	29.4	13.4	39.9	1 323 861	524 326	799 535
岩 手	385	34	351	30.1	11.6	35.7	1 277 271	292 795	984 476
宮 城	610	139	471	26.3	13.1	37.4	2 319 438	1 058 517	1 260 921
秋 田	314	36	278	30.5	11.4	38.9	1 029 196	314 869	714 327
山 形	326	・	326	29.1	・	29.1	1 118 468	・	1 118 468
福 島	584	89	495	30.1	13.6	38.6	1 938 559	656 789	1 281 770
茨 城	560	・	560	18.9	・	18.9	2 960 458	・	2 960 458
栃 木	409	48	361	20.5	9.2	24.6	1 991 597	522 262	1 469 335
群 馬	459	130	329	23.0	18.2	25.6	1 998 275	714 171	1 284 104
埼 玉	1 024	232	792	13.9	11.8	14.7	7 343 807	1 972 224	5 371 583
千 葉	1 037	238	799	16.5	11.8	18.7	6 283 602	2 009 234	4 274 368
東 京	1 556	1 111	445	11.5	10.8	13.8	13 530 053	10 294 762	3 235 291
神 奈 川	1 105	696	409	12.1	10.3	17.1	9 155 389	6 767 629	2 387 760
新 潟	657	136	521	28.6	17.0	34.7	2 300 923	800 112	1 500 811
富 山	302	105	197	28.1	25.1	30.0	1 074 705	418 304	656 401
石 川	270	54	216	23.4	11.9	30.9	1 153 627	454 497	699 130
福 井	186	・	186	23.4	・	23.4	794 433	・	794 433
山 梨	290	・	290	34.3	・	34.3	844 717	・	844 717
長 野	693	63	630	32.6	16.5	36.1	2 126 064	382 001	1 744 063
岐 阜	508	67	441	24.6	16.2	26.7	2 066 266	413 111	1 653 155
静 岡	743	232	511	19.8	15.3	22.8	3 756 865	1 516 934	2 239 931
愛 知	1 119	384	735	14.9	11.1	18.1	7 532 231	3 465 966	4 066 265
三 重	378	26	352	20.5	8.3	23.0	1 841 753	312 211	1 529 542
滋 賀	380	55	325	26.8	16.1	30.2	1 420 260	342 532	1 077 728
京 都	577	222	355	22.5	15.7	30.8	2 569 410	1 418 340	1 151 070
大 阪	1 240	597	643	14.0	11.5	17.5	8 861 437	5 192 547	3 668 890
兵 庫	886	326	560	15.8	10.7	21.8	5 606 545	3 035 203	2 571 342
奈 良	345	39	306	25.0	10.8	30.0	1 380 181	360 459	1 019 722
和 歌 山	324	50	274	32.9	13.4	44.8	984 689	373 074	611 615
鳥 取	176	・	176	30.6	・	30.6	575 264	・	575 264
島 根	290	・	290	41.6	・	41.6	696 382	・	696 382
岡 山	543	207	336	28.2	17.4	45.7	1 927 632	1 192 826	734 806
広 島	542	252	290	19.0	13.3	30.2	2 857 475	1 896 210	961 265
山 口	358	56	302	25.4	20.8	26.5	1 408 588	269 486	1 139 102
徳 島	234	・	234	30.6	・	30.6	764 213	・	764 213
香 川	228	59	169	22.9	13.7	29.7	997 811	429 242	568 569
愛 媛	372	52	320	26.5	10.1	36.0	1 405 325	515 882	889 443
高 知	276	39	237	37.7	11.7	59.5	732 535	334 049	398 486
福 岡	878	364	514	17.1	12.5	23.2	5 126 389	2 906 357	2 220 032
佐 賀	243	・	243	29.0	・	29.0	837 977	・	837 977
長 崎	327	78	249	23.5	11.3	35.4	1 392 950	688 608	704 342
熊 本	494	100	394	27.5	13.6	37.0	1 798 149	733 844	1 064 305
大 分	351	74	277	29.8	15.4	39.7	1 176 891	479 726	697 165
宮 崎	316	53	263	28.2	13.1	36.8	1 119 544	404 375	715 169
鹿 児 島	462	74	388	27.7	12.2	36.6	1 668 003	606 706	1 061 297
沖 縄	365	42	323	24.9	13.0	28.3	1 467 071	324 157	1 142 914

注：1)「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

2)人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成29年1月1日現在)」である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3-1）

平成28(2016)年度

	受診者数(人) <sup>1)</sup>					受診率(%) <sup>1) 2)</sup>				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
全 国	1 998 387	4 071 463	4 639 186	3 805 018	2 563 703	8.6	7.7	8.8	16.4	18.2
北海道	79 041	110 737	145 373	139 420	96 337	8.8	4.8	6.3	14.3	16.6
青森	48 784	64 325	78 583	40 979	31 287	16.9	11.2	13.6	17.9	20.8
岩手	41 574	71 488	73 378	42 820	37 695	15.8	13.4	13.7	19.9	30.0
宮城	75 076	146 815	142 210	127 312	73 271	15.9	15.4	14.9	25.4	29.2
秋田	26 436	45 433	57 324	26 834	24 099	11.6	10.3	12.9	14.4	18.1
山形	51 018	85 076	84 295	48 643	38 069	25.7	19.8	19.6	26.3	32.2
福島	68 822	110 482	98 337	58 305	44 449	16.6	13.7	12.2	17.7	20.8
茨城	45 614	133 651	109 255	92 011	53 674	8.4	10.8	8.8	14.4	16.3
栃木	51 976	95 384	102 561	79 235	64 137	13.1	11.6	12.4	20.9	23.2
群馬	48 164	91 008	88 357	83 687	51 137	10.6	10.9	10.6	20.5	21.7
埼玉	103 735	220 208	271 012	201 094	137 603	6.9	7.1	8.8	14.9	16.6
千葉	96 714	277 854	278 976	221 919	177 544	8.7	10.6	10.6	18.4	22.2
東京	119 177	265 452	534 593	354 446	245 781	6.2	4.8	9.7	15.2	18.2
神奈川	78 807	201 059	233 710	259 258	142 876	5.1	5.3	6.1	16.0	15.2
新潟	70 134	109 331	108 679	62 179	54 650	12.8	11.4	11.4	17.6	25.2
富山	28 730	47 576	41 337	34 287	25 991	11.9	10.6	9.2	17.1	19.1
石川	30 959	50 118	48 273	37 226	28 065	12.3	10.5	10.2	20.3	20.4
福井	12 851	26 378	28 208	28 115	17 528	9.4	8.4	9.0	23.4	22.4
山梨	25 191	62 601	56 396	35 812	28 833	13.0	17.7	16.0	20.3	25.8
長野	27 002	36 615	78 064	61 319	37 712	6.8	4.2	9.0	15.5	16.8
岐阜	32 311	68 071	74 936	67 352	57 858	8.0	8.0	8.8	17.0	22.1
静岡	73 782	161 031	156 454	122 515	74 180	9.4	10.4	10.1	18.5	19.2
愛知	128 763	276 515	270 223	229 149	139 943	10.1	9.1	8.9	15.0	15.6
三重	44 777	63 828	73 500	79 174	44 926	10.8	8.4	9.7	20.2	18.8
滋賀	11 413	26 222	37 087	39 550	22 172	4.8	4.6	6.5	16.6	15.9
京都	18 369	48 281	58 691	53 428	41 005	7.8	4.6	5.6	12.0	20.0
大阪	68 117	189 414	219 727	224 546	124 561	5.4	5.2	6.0	15.1	14.3
兵庫	49 444	126 445	176 219	101 055	88 358	5.2	5.8	8.1	12.1	16.4
奈良	14 593	23 467	46 165	30 952	25 450	6.0	4.1	8.0	14.3	17.5
和歌山	22 413	42 154	42 407	37 733	26 929	11.4	10.4	10.4	21.5	21.5
鳥取	23 548	28 265	31 861	26 377	14 737	15.2	12.1	13.6	22.1	24.6
島根	7 317	13 820	26 865	17 475	13 843	6.2	5.0	9.6	16.4	18.9
岡山	27 488	69 658	59 417	57 495	40 718	9.0	9.1	7.8	14.5	15.8
広島	38 281	78 402	86 942	81 459	49 383	7.0	6.8	7.5	16.3	15.2
山口	14 516	28 668	32 471	36 657	20 846	4.7	5.0	5.6	16.4	14.3
徳島	9 183	15 983	18 787	20 883	12 313	6.3	5.0	5.9	17.0	14.9
香川	17 491	41 641	47 779	30 244	24 819	8.9	10.2	11.7	18.3	22.5
愛媛	21 180	34 573	43 494	34 291	28 505	8.4	6.0	7.5	13.4	17.3
高知	12 929	30 469	25 486	15 422	14 117	9.3	10.0	8.4	13.1	16.9
福岡	66 234	97 642	117 260	141 182	79 107	7.4	4.7	5.7	15.2	14.7
佐賀	16 110	32 268	32 157	32 284	21 260	10.2	9.6	9.6	20.7	21.1
長崎	29 406	55 568	44 744	43 533	26 349	12.3	9.6	7.7	18.3	15.7
熊本	32 971	71 409	71 284	56 766	42 281	9.5	9.9	9.9	16.2	18.1
大分	18 575	49 542	35 668	35 280	26 110	8.1	10.4	7.5	15.0	18.1
宮崎	12 881	21 735	39 485	35 077	18 242	6.4	4.7	8.6	17.0	12.4
鹿児島	31 323	67 415	64 235	73 430	49 426	10.1	9.9	9.5	20.7	26.2
沖縄	25 167	57 386	46 921	46 808	25 527	10.7	10.0	8.2	17.9	16.6

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」26、27頁参照。

1) 平成27年度以前の受診者数及び受診率との比較にあたっては留意が必要である（1頁「6 利用上の注意」（6）参照）。

2) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3-2）

平成28(2016)年度

	受診者数(人) <sup>1)</sup>					受診率(%) <sup>1)2)</sup>				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
指定都市・特別区(再掲)										
東京都区部	89 672	215 506	371 224	263 793	174 066	7.2	5.7	9.9	16.4	19.0
札幌市	18 558	10 465	40 657	59 759	34 040	…	1.2	4.8	…	…
仙台市	23 761	38 846	45 601	42 991	28 962	12.2	9.0	10.6	20.9	26.2
さいたま市	35 559	57 098	54 710	36 969	27 050	12.8	10.8	10.3	16.0	17.5
千葉市	17 207	42 627	40 919	26 751	21 030	10.7	10.5	10.0	17.9	22.1
横浜市	29 697	47 451	77 444	106 023	59 421	5.2	3.0	5.0	17.0	16.1
川崎市	15 127	30 243	31 669	33 728	18 410	6.0	5.1	5.3	14.5	14.3
相模原市	9 489	19 289	20 394	25 651	11 784	6.9	6.4	6.7	18.5	16.5
新潟市	30 676	21 240	34 311	19 212	14 851	…	6.3	10.3	…	…
静岡市	9 113	19 529	20 186	18 221	11 237	6.3	6.6	6.8	16.5	15.5
浜松市	18 528	33 385	32 215	22 102	12 259	10.1	10.1	9.8	13.6	16.0
名古屋	28 099	63 979	74 502	85 652	45 389	7.3	6.9	8.1	…	…
京都市	3 533	17 074	15 552	18 273	15 634	…	3.0	2.7	7.9	…
大阪市	14 007	30 598	38 170	47 550	19 576	…	2.8	3.5	10.5	9.2
堺市	3 462	7 183	17 673	22 691	8 911	2.9	2.1	5.1	16.6	13.2
神戸市	9 300	14 000	58 105	24 435	23 108	3.3	2.2	9.2	10.3	…
岡山市	7 207	22 888	18 829	16 501	10 987	9.1	8.1	6.7	11.5	13.4
広島市	11 632	32 985	32 533	32 622	20 933	6.2	6.8	6.7	…	14.9
北九州市	4 540	6 518	11 920	24 952	11 558	2.9	1.7	3.1	14.1	12.4
福岡市	17 721	10 871	20 262	44 761	17 023	…	1.8	3.4	17.3	12.1
熊本市	4 592	10 964	11 210	12 973	7 983	3.8	3.8	3.8	11.3	11.0
中核市(再掲)										
旭川市	4 606	6 636	8 810	16 014	7 424	7.4	4.5	6.0	22.7	19.7
函館市	1 728	4 489	3 656	4 841	3 380	3.3	3.8	3.1	12.2	13.5
青森市	6 596	5 757	13 214	4 763	4 645	11.3	4.5	10.3	10.5	14.9
八戸市	7 462	9 789	9 848	8 000	4 379	15.7	9.6	9.7	17.5	16.7
盛岡市	5 805	11 903	8 571	9 138	5 671	10.9	9.7	7.0	14.3	…
秋田市	2 903	5 073	8 920	6 792	4 755	4.4	3.7	6.6	11.9	12.2
郡山市	12 302	15 900	15 668	7 889	5 824	14.4	11.7	11.5	14.7	16.3
いわき市	6 266	10 552	7 805	3 822	3 399	7.3	7.6	5.6	7.8	10.3
宇都宮市	11 116	20 690	20 338	20 867	7 210	11.0	9.6	9.5	20.0	14.8
前橋市	15 567	24 428	23 045	19 876	15 068	18.6	17.4	16.4	26.1	28.9
高崎市	2 355	10 255	11 403	14 482	6 159	3.4	6.7	7.4	18.4	17.4
川越市	1 252	1 725	11 209	4 306	4 922	2.1	1.2	7.7	7.8	13.9
越谷市	4 688	8 446	8 953	10 305	7 439	5.7	6.0	6.4	12.9	19.0
船橋市	6 208	36 020	33 985	21 001	12 563	…	14.1	13.3	…	20.4
柏市	4 287	8 573	10 222	8 947	15 549	5.7	5.0	6.0	16.8	22.5
八王子市	3 749	12 848	25 278	18 043	11 602	3.6	5.5	10.8	15.6	18.3
横須賀市	-	13 413	12 795	11 693	5 294	-	7.8	7.4	15.6	13.9
富山市	10 487	15 751	13 902	7 871	6 480	…	9.1	8.0	12.7	15.1
金沢市	14 932	19 991	18 184	10 186	9 147	13.7	10.7	9.8	…	17.1
長野市	1 698	5 144	8 732	10 697	3 526	2.6	3.3	5.6	14.2	9.6
岐阜市	2 084	5 552	7 324	13 445	8 175	3.0	3.3	4.3	17.7	16.8
豊橋市	6 410	11 935	11 108	9 370	5 106	9.5	7.7	7.2	15.2	14.0
豊田市	7 987	9 581	13 196	7 059	4 120	13.1	5.7	7.8	11.2	10.2
岡崎市	9 418	15 119	18 788	8 308	6 329	13.6	9.7	12.1	13.7	16.6
大津市	1 005	9 525	10 657	15 999	3 690	1.7	6.6	7.4	22.2	11.6

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」26、27頁参照。

1)平成27年度以前の受診者数及び受診率との比較にあたっては留意が必要である（1頁「6 利用上の注意」（6）参照）。

2)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

統計表 3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3-3）

平成28(2016)年度

	受診者数(人) <sup>1)</sup>					受診率(%) <sup>1) 2)</sup>				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
高槻市	3 963	18 836	14 051	12 547	6 257	6.8	12.9	9.7	22.5	17.2
東大阪市	7 389	13 002	13 408	12 018	7 616	8.7	6.3	6.5	16.3	16.1
豊中市	2 159	3 177	10 970	10 769	5 386	3.8	1.9	6.6	16.9	12.7
枚方市	2 886	13 177	14 164	12 876	6 811	4.4	7.7	8.3	16.6	16.0
姫路市	4 208	6 941	8 450	13 515	11 563	5.1	3.2	3.9	19.0	21.2
西宮市	2 552	4 224	6 687	5 254	5 931	3.3	2.1	3.3	9.4	14.4
尼崎市	1 975	6 042	9 485	2 945	3 368	…	8.6	13.5	9.6	16.6
奈良市	1 548	1 983	15 910	9 849	7 443	2.3	1.3	10.4	18.3	19.6
和歌山市	2 688	6 170	6 007	10 499	6 240	3.6	4.1	4.0	17.9	15.6
倉敷市	6 194	14 642	13 064	17 838	11 461	7.9	7.7	6.9	17.7	17.7
福山市	3 352	10 902	12 932	10 267	4 701	4.2	5.8	6.8	10.8	10.5
呉市	2 045	4 212	4 465	9 770	4 001	4.9	4.5	4.8	22.6	13.2
下関市	1 660	2 639	4 241	9 371	3 282	2.0	2.4	3.8	18.6	10.8
高松市	4 214	10 781	18 183	12 255	9 465	5.3	6.1	10.3	17.6	20.6
松山市	4 540	8 491	9 001	12 215	7 638	7.0	4.0	4.2	13.8	13.4
高知市	2 760	4 965	8 194	6 285	6 186	5.3	3.6	5.9	10.3	14.5
久留米市	2 301	10 374	10 763	12 463	5 652	4.3	8.5	8.8	19.8	17.9
長崎市	4 523	7 722	5 418	11 693	5 000	…	4.2	2.9	17.4	11.4
佐世保市	7 504	10 430	8 330	9 948	5 949	15.7	10.1	8.1	20.7	16.9
大分市	2 431	14 743	7 314	9 638	8 337	3.0	7.5	3.7	10.2	14.3
宮崎市	2 954	10 610	12 647	16 619	5 388	4.0	6.4	7.6	20.5	6.6
鹿児島市	5 056	11 990	10 933	24 248	12 162	5.7	4.8	4.4	19.0	…
那覇市	6 415	11 730	11 785	8 208	5 145	10.5	9.1	9.1	14.6	14.8
その他政令市(再掲)										
小樽市	776	1 098	1 868	1 607	1 373	3.1	2.1	3.5	9.3	11.3
町田市	-	-	9 276	9 875	6 767	-	-	5.2	12.9	13.3
藤沢市	2 794	19 798	18 823	15 633	10 167	4.2	11.0	10.5	17.8	16.3
四日市市	7 634	6 478	10 614	13 114	5 755	11.1	5.1	8.3	20.1	14.0
大牟田市	749	741	1 922	2 048	1 462	3.5	1.5	3.9	12.0	12.1

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」26、27頁参照。

1) 平成27年度以前の受診者数及び受診率との比較にあたっては留意が必要である（1頁「6 利用上の注意」（6）参照）。

2) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

## IV 用語の解説

### 地域保健編

#### 「妊婦」

妊娠中の女性をいう。

#### 「産婦」

分娩後1年以内の女性をいう。

#### 「乳児」

満1歳未満の者をいう。

#### 「幼児」

満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

#### 「新生児」

生後28日未満の乳児をいう。

#### 「未熟児」

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

#### 「デイ・ケア」

医学的な管理のもとに行う、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等をいう。

#### 「ひきこもり」

本報告では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態にある7歳から49歳までの者をいう。

#### 「衛生教育」

本報告では、地域保健に関する思想の普及及び地域住民の健康の保持及び増進を目的として、一般住民の集団又は特定集団に対して行うものをいう。

#### 「沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（DPT）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

#### 「沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（DT）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われ、第2期は、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

#### 「不活化ポリオワクチン（IPV）」

初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

#### 「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（DPT-IPV）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

#### 「日本脳炎ワクチン」

第1期の初回接種は、3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後



6 月以上、標準的にはおおむね 1 年を経過した時期に、4 歳に達した時から 5 歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として 1 回行われる。

第 2 期は、9 歳に達した時から 10 歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として 1 回行われる。

平成 17 年 5 月 30 日から平成 22 年 3 月 31 日までの積極的な勧奨の差し控えにより第 1 期、第 2 期の接種が行われていない可能性がある者については特例対象者として予防接種が行われている。

平成 28 年度に 18 歳となる者（平成 10 年 4 月 2 日から平成 11 年 4 月 1 日までに生まれた者）については、第 2 期の接種が十分に行われていないことから、平成 28 年度に積極的な勧奨が行われた。

### 「ヒブワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者について、初回接種は 27 日以上、標準的には 27 日から 56 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種については初回接種終了後 7 月以上、標準的には 7 月から 13 月までの間隔をおいて 1 回行われる。

### 「小児用肺炎球菌ワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者について、生後 12 月までに 27 日以上の間隔をおいて 3 回、追加接種については生後 12 月から生後 15 月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいた後であって、生後 12 月に至った日以降において 1 回行われる。

### 「子宮頸がん予防ワクチン」（女性のみ対象）

組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1 月の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の接種から 6 月の間隔をおいて 1 回行われる。

組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2 月の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の接種から 6 月の間隔をおいて 1 回行われる。

なお、平成 25 年 6 月から積極的な勧奨が一時的に差し控えられている。

### 「水痘ワクチン」

生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者に対し、生後 12 月から生後 15 月に達するまでの期間を 1 回目の接種の標準的な接種期間として、3 月以上、標準的には 6 月から 12 月までの間隔をおいて 2 回行われる。

なお、平成 26 年 10 月から定期接種化された。

### 「B 型肝炎ワクチン」

生後 2 月に至った時から生後 9 月に至るまでの期間を標準的な接種期間として、27 日以上の間隔をおいて 2 回、第 1 回目の注射から 139 日以上の間隔をおいて 1 回行われる。

なお、平成 28 年 10 月から定期接種化された。

### 「麻しん・風しんワクチン」

第 1 期は、生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者に対し 1 回、第 2 期は 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（小学校就学前の 1 年間にある者）に対し行われる。

### 「BCG ワクチン」

生後 5 月に達した時から生後 8 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として 1 回行われる。

### 「インフルエンザワクチン」

65 歳以上の者及び 60 歳以上 65 歳未満の者に 1 回行われる。60 歳以上 65 歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

### 「成人用肺炎球菌ワクチン」

65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者に1回行われる。60歳以上65歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

なお、平成26年10月から定期接種化された。

平成31年3月31日までの間は、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者も定期接種の対象となる。

## 健康増進編

平成20年度の老人保健法の改正により、これまで市区町村が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務づけられない事業は、市区町村が健康増進法に基づき実施することとなった。

健康増進事業の対象者は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者（職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く。）をいう。

なお、介護保険法の改正に伴う地域支援事業の創設（平成18年4月1日施行）により、65歳以上の「健康教育」、「健康相談」、「機能訓練」、「訪問指導」、「介護家族健康教育」及び「介護家族健康相談」は、地域支援事業で実施のため、平成18年度より対象者を変更した。

### 「健康手帳」

40歳以上の者に特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的として交付するものをいう。

### 「健康診査」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上74歳以下の特定健康診査非対象者及び75歳以上の生活保護世帯に属する者等を対象として行う生活習慣病予防に着目した健康診査をいう。

### 「歯周疾患検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳、50歳、60歳及び70歳の者を対象として行う問診及び歯周組織検査をいう。

### 「骨粗鬆症検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対象として行う問診及び骨量測定をいう。

### 「健康教育」

健康教育は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育をいう。

### 「健康相談」

健康相談は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言をいう。

### 「重点健康相談」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、重点課題とされる「高血圧」、「脂質異常症」、「糖尿病」、「歯周疾患」、「骨粗鬆症」、「女性の健康」及び「病態別」のうち、市区町村が地域の実情等を勘案し、課題を選定し医師、歯科医師、保健師等を担当者として行う、健康に関する指導及び助言をいう。

### 「総合健康相談」

対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行うことを主たる目的とする相談をいう。

### 「機能訓練」

機能訓練は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、疾病、負傷等により心身の機能が低下している者に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練をいう。

### 「訪問指導」

訪問指導は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者について、保健師その他の者を訪問させて行われる指導をいう。

### 「がん検診」

がん検診は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（健発第 0331058 号平成 20 年 3 月 31 日健康局長通知別添）（以下、「指針」という。）に基づき実施されている。

平成 28 年 2 月に「指針」の改正が行われ、胃がん検診及び乳がん検診について、検診方法、受診対象、受診間隔等に変更があった。

健康増進法に基づくがん検診の対象年齢は、上限の年齢制限を設けず、ある一定年齢以上の者としているが、受診率の算定にあたっては、「がん対策推進基本計画」（平成 24 年 6 月 8 日閣議決定）及び「指針」に基づき、40～69 歳（胃がん検診は平成 28 年度以降 50 歳～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算出している。

#### ・胃がん検診

受診対象 50 歳以上の男女

（ただし、胃部エックス線検査は 40 歳以上の者を対象としても差し支えない）

受診間隔 平成 28 年度以降 2 年に 1 度

（ただし、胃部エックス線検査は年 1 回実施しても差し支えない）

問診及び胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 28 年度以降 「50 歳以上 69 歳までの胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査受診者」

#### ・肺がん検診

受診対象 40 歳以上の男女（喀痰細胞診は 50 歳以上）

問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 20 年度以降 「胸部エックス線検査受診者」

#### ・大腸がん検診

受診対象 40 歳以上の男女

問診及び便潜血検査

#### ・子宮頸がん検診（平成 24 年度までは「子宮がん検診」として報告されている。）

受診対象 平成 16 年度以降 20 歳以上の女

受診間隔 平成 16 年度以降 2 年に 1 度

問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 17 年度以降 「頸部細胞診受診者」

#### ・乳がん検診

受診対象 平成 16 年度以降 40 歳以上の女

受診間隔 平成 16 年度以降 2 年に 1 度

問診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 28 年度以降 「マンモグラフィ受診者」

### 「がん検診受診率」 （平成 28 年度）

※40～69 歳（胃がんは 50 歳～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

- ・肺がん及び大腸がん

$$\text{受診率} = (\text{受診者数} / \text{対象者数}) \times 100$$

- ・胃がん、子宮頸がん及び乳がん（平成 18 年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正に伴い、平成 17 年度から受診率の算出方法を変更している。）

$$\text{受診率} = (\text{前年度の受診者数} + \text{当該年度の受診者数} - \text{2年連続の受診者数}) / (\text{当該年度の対象者数}) \times 100$$

※胃がん検診について、平成 27 年度の「胃内視鏡検査受診者」は前年度の受診者数に含めない。

※乳がん検診について、平成 27 年度の「マンモグラフィのみ受診者（視触診未受診者）」は前年度の受診者数に含める。

### 「精密検査受診率」 （平成 27 年度）

※40～69 歳（子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

$$\text{精密検査受診率} = (\text{要精密検査者数} - \text{精密検査未受診者数} - \text{精密検査未把握者数}) / \text{要精密検査者数} \times 100$$

### 「精密検査未受診率」 （平成 27 年度）

※40～69 歳（子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

$$\text{精密検査未受診率} = \text{精密検査未受診者数} / \text{要精密検査者数} \times 100$$

### 「精密検査未把握率」 （平成 27 年度）

※40～69 歳（子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

$$\text{精密検査未把握率} = \text{精密検査未把握者数} / \text{要精密検査者数} \times 100$$

### 「肝炎ウイルス検診」

肝炎ウイルス検診は、当該市区町村の区域内に居住地を有する当該年度に満 40 歳となる者及び満 41 歳以上となる者であって過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない希望者を対象とした、B 型肝炎ウイルス検査及び C 型肝炎ウイルス検査をいう。